

## [ デリバティブ取引関係 ]

### 当期

#### 1. 取引の状況に関する事項（平成 12 月 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日）

通常業務から発生する債務のみを対象とし、将来の市場変動による損失回避に資するものに限って、為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を利用している。

デリバティブ取引は、特定の債務にかかる為替や金利などの市場価格の変動を、固定する効果を有している。また、信用リスクについては、取引の相手先をいずれも信用度の高い金融機関に分散させているので、契約不履行によるリスクは極めて低いと判断している。

これらの取引の執行及び管理は、社内規程に基づいて経理部門で行っている。

#### 2. 取引の時価等に関する事項（平成 13 年 3 月 31 現在）

デリバティブ取引はすべてヘッジ会計を適用しているため記載すべき事項はない。

### 前期

#### 1. 取引の状況に関する事項（平成 11 月 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日）

通常業務から発生する債務のみを対象とし、将来の市場変動による損失回避に資するものに限って、為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を利用している。

デリバティブ取引は、特定の債務にかかる為替や金利などの市場価格の変動を、固定する効果を有している。また、信用リスクについては、取引の相手先をいずれも信用度の高い金融機関に分散させているので、契約不履行によるリスクは極めて低いと判断している。

これらの取引の執行及び管理は、社内規程に基づいて経理部門で行っている。

#### 2. 取引の時価等に関する事項（平成 12 年 3 月 31 現在）

通貨スワップ取引のうち「外貨建取引等会計処理基準」に基づいて振当処理していない取引及び金利スワップ取引については、契約額（または想定元本額）及び評価損益相当額がいずれも少額で重要性が乏しいため記載していない。